

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング
Cグループ (公財) 埼玉県消防協会 議事概要

1 開催日時 令和6年10月2日(水) 13時13分～13時39分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

(1) 委員 宍戸委員、中澤委員、松川委員

(2) 県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査
・法人所管課 消防課 村松主幹

(3) 法人 (公財) 埼玉県消防協会 野本事務局長

4 ヒアリング内容

(委員)

令和2年からITなどの新しいツールを用いた業務改善を行っているとのことだが、その後そのほかの省力化などの手法は検討しているか。

市町村消防からの表彰の推薦は、紙ベース・電子ベースのどちらで行っているか。

消防団員は消防活動の他にどのような業務を行っているか。消防団員が実際に行っている業務内容を教えてほしい。

消防団員確保のための広報活動はどのようなことを行っているのか。国の消防協会が作成したポスターの市町村への配布以外に何か行っていることはあるか。

入団者と退団者の背景・要因の分析については今後実施することだが、人口減少や高齢化が進む中で消防団員が減少し、なかなか増えないということは以前からの長期的な課題となっている。これまでどのような対応を行ってきたのか。国の消防協会や他県においてすでに行っている対応でも構わないので教えてほしい。

(法人)

ITなどの活用について、これまでの成果としてはデータベース化により審査期間を2か月から1か月に短縮することができた。今後は推薦受付から表彰決定に至るまでITを活用し、効率化と費用削減に取り組んでいきたい。

表彰の推薦(具申)については、現在はすべて電子ベースで行っている。

消防団の活動については、実際に消火活動を行うほか、広報や普通救命講習の指導なども行っている。

広報活動については、過去に女性消防団員確保のためのキャンペーンを実施しており、現在は消防団員確保のための経費の助成を行っている。

入退団者の関係については、入団者には入団のきっかけを、退団者には退団の背景などをアンケートで調査し、その内容を分析していきたいと考えている。

(委員)

県消防課は表彰の式典の手伝いのほか、何か行事などで手伝いをすることはあるのか。法人との役割分担のようなものがあれば教えてほしい。

(法人所管課)

表彰の式典において、県議会議長や議員、知事、副知事、部長などの県執行部幹部、消防庁関係者など来賓の受付を主に手伝っている。それ以外の手伝いは特に行っていない。

(委員)

表彰事業の対象は、県内の消防団及びその消防団に所属する消防団員、またはその家族ということ

でよいか。また、ホームページ掲載の情報から、県内の消防団は 64 団体で、一昨年の数字にはなるが消防団員は約 1 万 3,000 人ということによいか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

事業点検シートには表彰事業について、直接成果として表彰者が 154 団体、7,572 名とあるが、これは 3 年間の累計で、毎年の表彰者は約 50 団体、2,500 名ということによいか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

毎年県内の消防団 64 団体のうち約 8 割の 50 団体、また消防団員約 1 万 3,000 人のうち約 2 割の 2,500 人を表彰しているということによいか。

(法人)

表彰される消防団の数については多い・少ないがあるが、ほぼ全ての消防団が表彰の対象となっている。消防団員については委員指摘のとおり毎年約 2,500 人を表彰している。

(委員)

ほぼ全ての消防団が表彰の対象になるとのことだが、枠はどのように決めているのか。

(法人)

表彰の対象となる基準として、例えば 10 年勤続の消防団員を表彰する。この 10 年勤続表彰を三等功労と呼ぶが、その後さらに 5 年勤続で二等功労、さらに 5 年で一等功労、さらに 5 年で特別功労と段階的に表彰している。同じ人が数年ごとにまた表彰を受けるといったシステムになっている。

(委員)

5 年ごとに表彰されるシステムのため、消防団員のうち約 2 割が毎年表彰され続けるという理解によいか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

表彰の対象が多いという印象を持った。消防団は市町村が設置する組織であり、消防団員は消防協会ではなく各消防団に所属している。よって消防協会が表彰するのではなく各消防団や市町村が表彰してもよいのではと思うが、消防協会が表彰を行う理由があれば教えてほしい。

(法人)

市町村にも表彰規程があり、消防団員を表彰していると聞いている。消防協会は県全体の組織であり、統一的に長く勤めた消防団員に対して、名誉会長である知事と会長の連名で表彰を行うことができ、これが消防団員のモチベーションにも繋がっている。

(委員)

市町村にも表彰規程があるとのことだが、市町村における表彰の基準も消防協会と同様に勤続 5 年ごとといった理由によるものか、それとも違う理由によるものか。

(法人)

詳細は把握していないが、そこまでの短期間を対象とした表彰ではないと聞いている。例えば市の広報誌に、20 年勤続の消防団員が配偶者と一緒に表彰されている写真が掲載されていたことがある。

(委員)

令和3年度は表彰の式典を開催していないが、表彰状や記念品などの費用を支出しているため例年かかっている費用とほぼ変わらないとのことである。事業点検シートに記載の事業費の内訳では、人件費が半分以上を占めているが、これは表彰状や記念品などの発送に要した人件費ということか。

(法人)

実際には表彰状や記念品の発送に要した人件費も含まれているが、協会は表彰事業以外の事業も行っており、全ての事業でかかった人件費を含む事務費を各事業に按分する会計の仕組みとなっている。そのため他の事業とのバランスでこのような数字となり、事業費の内訳において人件費が半分以上を占めるといった結果になっている。

(委員)

普及啓発・活性化事業について、主たる支出は防災講演会の開催費用ではなく、消防団員確保のための助成金や広報費ということでしょうか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

防災講演会の開催と消防団員確保のための助成金や広報費は関連があるのか。それとも先に話があったように事務費を按分しているものか。

(法人所管課)

防災講演会と消防団員確保のための助成金は、基本的にセットで行っている。防災講演会は全市町村で一度に実施することができないため、防災講演会を実施する市町村には消防団員確保のための助成金を交付し、消防団員に来て話をしてもらい、会場にいる人々に消防団員になってもらうといった取組を行っている。このため、防災講演会と消防団員確保のための助成金は不可分の関係にある。ただし、講演会は年2回しか実施しておらず全63市町村で行うことはできないため、その他の市町村では、例えば市ごとの防災フェアなどのイベントとセットで、不特定多数の人が集まるタイミングで消防団加入の呼びかけを行い、その費用を助成するものである。

(委員)

消防団員確保のための助成金の内訳は、防災フェアなどのイベントの開催費用ということでしょうか。

(法人所管課)

防災フェアなどのイベントの際の、チラシや啓発品の配布費用である。また、消防団として消防団員を確保するための研修会や横の繋がりの情報交換会の開催費用にも使用されている。主なものとしては、消防団員確保のためのチラシ配布や普及啓発イベントの開催費用の助成であるが、助成金は全額ではなく一部である。

基本的には消防団員の確保に関するものであれば、各消防団でどのような方法がいいか検討し、計画書を提出してもらい、それに対して助成する。助成の対象は、防災フェアなどのイベントの開催費用や防災講演会で消防団員を募集するための費用、チラシやPRグッズの作成費用など様々である。

(委員)

今後、入団理由や退団理由の背景についてアンケートを行うとのことだが、助成金を交付するに当たってアンケートを行うのではなく、これから行うということでしょうか。

(法人所管課)

今年度実施したいと考えている。

(委員)

表彰事業について、表彰内容の見直しを定期的に行っているか。

(法人)

定期的な見直しは行っていないが、過去に見直しを行ったことはある。推薦手続の簡略化は見直しをしていきたいと考えている。

(委員)

過去の見直しは何年前に行ったのか。

(法人)

5 年程前と記憶している。

(委員)

市町村でも表彰を行っているとのことだが、市町村と県の表彰を一本化することについて検討したことはあるか。

(法人)

検討したことはない。市町村の表彰は、各市町村の表彰規定の中に、例えば消防団員に関する表彰、商工会に関する表彰など様々な部門がある中に消防団員に関する表彰が含まれているものであり、消防団員に関する表彰のみがあるわけではない。

(委員)

表彰事業についてデータベース化を図っているとのことであるため、市町村の表彰も一緒に管理できればいいと思ったところである。

普及啓発・活性化事業について、事業目標として令和 5 年度は県内 3 か所で防災講演会の開催と消防団の加入促進を行うとのことだが、実際の防災講演会の参加者数のうち、消防団員への加入者数は把握しているか。

(法人)

令和 5 年度は防災講演会を 3 回開催したが、参加者約 600 人に対して約 40 人が加入していたと把握している。